

## 瑞浪市空き店舗等賃貸借促進奨励金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本市の中心市街地における空き店舗等の活用を促進し、中心市街地の活性化を図るため、空き店舗等を所有し、空き店舗等を活用して事業を行う者に空き店舗等を賃貸する者に対して、空き店舗等賃貸借促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 瑞浪市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地活性化エリアをいう。
- (2) 空き店舗等 中心市街地に所在する事業の用に供されていない店舗、倉庫、事務所その他事業活動のための施設（それらの機能をもった併用住宅含む。）及び中心市街地に所在する空き家をいう。ただし、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条に規定する大規模小売店舗内のテナントを除く。
- (3) 事業者 営利の目的をもって空き店舗等で事業を行う法人又は個人をいう。
- (4) 賃貸者 空き店舗等又は空き店舗等の敷地を所有し、事業者に中心市街地のうち瑞浪駅周辺まちづくり基本構想に定める駅前再整備・再開発推進エリアにおいては1年以上、それ以外のエリアにおいては5年以上空き店舗等を賃貸する法人又は個人をいう。ただし、同一生計者、共同経営者若しくは被雇用者等、自ら代表者を務める法人の役員、役員の同一生計者若しくは役員の2親等以内の親族又は自ら若しくはその2親等以内の親族が代表を務める法人に賃貸する場合を除く。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する賃貸者とする。

- (1) 第5条で規定する奨励措置の指定を受けた者であること。
- (2) 市税の滞納がない者

(3) 同一の賃貸借契約で過去に第5条に定める奨励措置の指定を受けたことがない者

(4) 空き店舗等を賃貸することを業とする者でないこと。

(5) 瑞浪市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有していない者

2 前項の規定にかかわらず、事業者の営む事業が次に掲げるものである場合には奨励金の交付対象としない。

(1) 常時従事する者がいない事業

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第5項及び第11項に掲げる営業のいずれかに該当する事業

(3) 宗教又は政治活動を主たる目的とする事業

(4) 週4日以上営業を行わない事業

(5) 第5条の規定による奨励措置の指定後6月以内に開始しない事業

(6) その他市長が適当でないとする事業

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、次条に定める奨励措置の指定期間中（以下「措置指定期間中」という。）に、前条第1項に規定する交付対象者が、空き店舗等を事業者へ賃貸した場合において、当該事業の用に供される空き店舗等及び空き店舗等の敷地に係る固定資産税及び都市計画税の納付額に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。以下「固定資産税等納付相当額」という。）とし、措置指定期間中の各年度において当該年度における固定資産税等納付相当額を交付するものとする。ただし、各年度における奨励金の額は、10万円を限度とする。

2 奨励金の交付対象とする期間は、奨励措置の指定を受けた日から起算して3年以内とする。

(奨励措置の指定)

第5条 奨励金の交付を受けようとする賃貸者は、あらかじめ奨励措置の指定を受けるものとし、瑞浪市空き店舗等賃貸借促進奨励措置指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、空き店舗等の賃貸契約締結後

30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 空き店舗等の賃貸借契約書の写し
- (2) 空き店舗等の固定資産課税台帳（名寄帳）の写し
- (3) 位置図、建物平面図
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合はこれを審査し、奨励措置を指定することが適当であると認めたときは、当該賃貸者に対し瑞浪市空き店舗等賃貸借促進奨励措置指定書（様式第2号）を交付し、不適当と認めたときは、瑞浪市空き店舗等賃貸借促進奨励措置不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（奨励金の交付申請）

第6条 前条の奨励措置の指定を受け、奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度、賦課された固定資産税及び都市計画税を完納後、当該年度内に瑞浪市空き店舗等賃貸借促進奨励金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該申請に係る空き店舗等及び空き店舗等の敷地に対して賦課された固定資産税及び都市計画税の額を証明する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（奨励金の交付決定及び通知等）

第7条 市長は、前条の規定により瑞浪市空き店舗等賃貸借促進奨励金交付申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、瑞浪市空き店舗等賃貸借促進奨励金交付決定通知書（様式第5号）により、奨励金の不交付を決定したときは、瑞浪市空き店舗等賃貸借促進奨励金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知する。

（交付の請求）

第8条 前条の交付の決定を受けた者は、交付の決定から30日以内に瑞浪市空き店舗等賃貸借促進奨励金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第9条 第5条の規定により奨励措置の指定を受けた貸貸者は、指定の内容に変更が生じたときは、速やかに瑞浪市空き店舗等貸貸借促進奨励措置指定内容変更届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（廃止の届出）

第10条 奨励措置の指定を受けた貸貸者は、事業者が事業を廃止したときは、速やかに瑞浪市空き店舗等貸貸借促進奨励措置廃止届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（指定の取消し等）

第11条 市長は、奨励措置の指定を受けた貸貸者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、奨励金の交付を停止し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1） 第3条に掲げる交付対象者の要件を満たさなくなったとき。
- （2） 偽りその他不正行為により奨励措置を受けようとし、又は受けたとき。
- （3） 市税の未納があるとき。
- （4） この規則に違反する行為があったとき。
- （5） その他市長が奨励措置を講ずることが不相当と認めるとき。

（報告及び調査）

第12条 市長は、奨励措置の指定を受けた貸貸者に対し、空き店舗等の利用状況の報告を求め、又は実地調査をすることができる。

（準用）

第13条 この規則に定めない事項については、瑞浪市補助金等交付規則（平成20年規則第32号）に定める補助金等の取扱いの例による。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年1月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。